

固定資産税と 都市計画税

減り続ける市税収入。先月は、個人・法人市民税を中心に、軽自動車税、たばこ税、入湯税の課税状況について、お知らせしました。
今月は、市税のうち一つの柱ともいえるべき固定資産税・都市計画税について、お知らせします。

固定資産税・都市計画税とは？

固定資産税は、土地や家屋、事業用の機械・設備（償却資産）を所有する方にかかる税金で、都市計画税は、市街地（市街化区域）内にある土地と家屋を所有する方にかかる税金です。

この土地や家屋などを総称して「固定資産」といい、その価格（評価額）に応じて課税されます。なお、評価額は3年ごとに行われる「評価替え」により、見直しがかかります。

減少する課税額

これらの税の課税額は、郊外での大規模な宅地造成、大型商業施設やマンションの建

設などにより、少しずつ増えていきましたが、平成15年度には減少へ転じました（グラフ①を参照）。

この理由は、15年度が3年に一度の「評価替え」の年で、特に家屋の評価額が建築年数の経過により下がったこと、さらに家屋の新築・増築の件数が大きく減少したことが考えられます（グラフ②を参照）。全国的な地価の下落は今なお続き、家屋の新築・増築の

件数も減少傾向にあります。これらのことから考えると、今後も税収の大幅な伸びは期待できません。

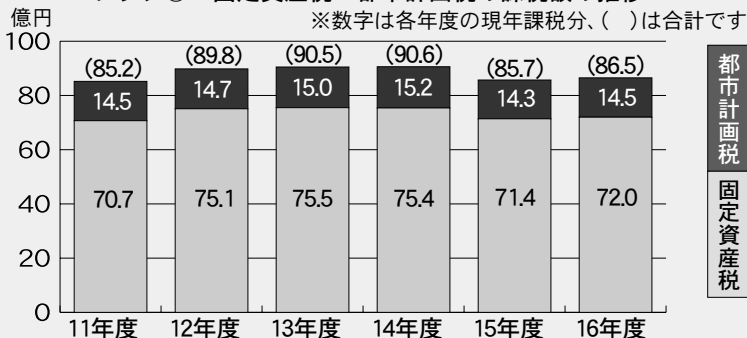
落ち込む収入率

平成11年度に96・6%あったこれらの税の収入率は、16年度には90・9%に落ち込んでいます（グラフ③を参照）。この理由は、長引く景気低迷により個人の収入が減った

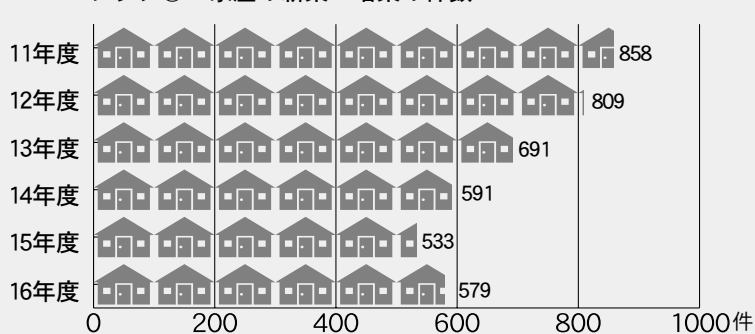
ことや、市内企業の収益が悪化していることなどが考えられます。収入率を改善していくことは、今後の大きな課題となっています。

◆ 次回は財政再建推進プラン実施計画の検討状況などについて、お知らせします。
◆ 固定資産税・都市計画税についてのお問い合わせは、資産税課 ☎ 4111 内線 246250 へどうぞ。

グラフ① 固定資産税・都市計画税の課税額の推移



グラフ② 家屋の新築・増築の件数



グラフ③ 固定資産税・都市計画税の収入額と収入率の推移

